

## 【地縁団体の法人格取得に関する申請等様式一覧】

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| ①_【認可申請】認可申請書        | …1ページ  |
| ②_【認可申請】自治区会員名簿(世帯票) | …2ページ  |
| ③_【認可申請】承諾書          | …3ページ  |
| ④_【その他】保有資産目録        | …4ページ  |
| ⑤_【その他】認可地縁団体証明願     | …6ページ  |
| ⑥_【変更申請】告示事項変更届出書    | …7ページ  |
| ⑦_【変更申請】規約変更認可申請書    | …9ページ  |
| ⑧_規約作成例              | …11ページ |

年 月 日

日 進 市 長 あて

認可を受けようとする地縁による  
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 設立総会の議事録の写し  
(認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類)
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会を維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類  
(過去3年以上の活動実績が分かる総会資料：事業報告書及び収支決算書)
- 5 申請者が代表者であることを証する書類(承諾書を含む。)
- 6 区域を示した図面

# 自治区會員名簿（世帯票）

世帯主氏名		電 話
組番号		整理番号
住 所  日進市		
氏 名		備 考
家 族 構 成		

# 承 諾 書

私は、 ●●●● の代表者に就任することを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名 (自署すること)

# 保有資産目録

(団体名称)

年 月 日現在

## 1 不動産

### (1) 所有権を有する不動産

#### ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

#### イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の 種類	所 在 地

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量
1
2
3

# 保有予定資産目録

(団体名称)

年 月 日現在

## 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

## 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

年 月 日

日進市長 あて

申請者

住 所

氏 名

### 認可地縁団体証明原頁

下記団体は地方自治法第260条の2により認可された地縁団体であることを証明してください。

記

1 名 称

2 事務所所在地

日進市

- 3 代表者住所氏名  申請者と同じ場合（記入不要）  
 申請者と代表者が異なる場合（下へ記入↓）

住 所

氏 名

4 必要部数 部 ※手数料 300円/通

- 5 申請理由 \*該当する項目に○をつけてください。  
(1) 土地等の登記のため (2) 記載事項の確認  
(3) その他 ( )

地域共生課記入欄	
----------	--

年 月 日

日 進 市 長 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

### 記

- 1 変更があった事項及びその内容（該当する項目に○印）
  - ① 名称の変更
  - ② 事務所の所在地の変更
  - ③ 区域の変更
  - ④ 規約に定める目的の変更
  - ⑤ 代表者に関する事項の変更
  - ⑥ その他の事項の変更※変更内容の詳細は別紙のとおり

- 2 変更の年月日  
年 月 日

- 3 変更の理由  
上記1に記した事項に変更が生じたため

別 紙

代表者に関する事項の変更内容説明資料

変 更 前

<代表者の住所>

<代表者の氏名>

変 更 後

<代表者の住所>

<代表者の氏名>

年 月 日

日 進 市 長 あて

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
  - ・新規約
  - ・変更事項の説明 (変更理由を含めたもの)
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類
  - ・総会の議事録の写し

## 【参考例：規約の変更事項の説明資料】

### ●●規約の変更について

#### 1 内容の変更

変 更 前	変 更 後
(役員) 第△条 ●●に次の役員を置く。 区 長 1名 副区長 1名 会 計 1名 監 事 3名	(役員) 第△条 ●●に次の役員を置く。 区 長 1名 副区長 2名 会 計 1名 監 事 3名

#### 2 変更理由

現在1名である副区長について、●●運營業務の増加に伴い、2名に増員するもの。



	も可能。
<p>第2章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められない。また、区域内に住所を有する個人すべてが、団体の構成員になり得ること、正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならぬことを必ず定めなければならない。</li> <li>・法人や団体は構成員とはなれないが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能。</li> </ul>
<p>(会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会費は会員にとっても団体にとっても重要事項なので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要がある。ただし、規約で金額を定めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となるので、第36条に規定する総会の議決が必要となる。</li> </ul>
<p>(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会申込書の様式は、役員会(第25条)や、会の細則(第40条)で定めればよい。</li> <li>・法第260条の2第7項により、不合理な入会制限は認められない。</li> </ul>
<p>(退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したもとする。 (1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合 (2)本人から〇〇に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p>	
<p>第3章 役員 (役員の種類) 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 〇人 (3) 会計 〇人 (4) 監事 〇人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず会長を1人置く事が必要(法第260条の5)。</li> <li>・監事は1人又は数人置くことが適当(法第260条の11及び法第260条の12)。</li> </ul>
<p>(役員を選任) 第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要がある。</li> </ul>

<p>2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。</p>	
<p>(役員(の職務))  第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。  3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。  4 監事は、次に掲げる業務を行う。  (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。  (2) 会長、副会長及びその他の役員(の業務)執行の状況を監査すること。  (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。  (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記は、会務を記録する」等職務を明らかにしておくことが適当。</li> <li>・代表者の権限や代表者に委任する事項も明記しておくこと構成員にも分かりやすい。</li> </ul>
<p>(役員(の任期))  第12条 役員(の任期)は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。  2 補欠により選任された役員(の任期)は、前任者の残任期間とする。  3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上特に任期の定めはないが、数か月といった短期間では業務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりにも長期にわたるものも種々の弊害が生ずる。</li> <li>・役員(の解任)の手続きを定める場合は、選任の手続きと同等の定めをすることが適当。</li> </ul>
<p>第4章 総会  (総会(の種別))  第13条 本会(の総会)は、通常総会及び臨時総会(の二種)とする。  (総会(の構成))  第14条 総会は、会員をもって構成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会は、団体の運営事項のうち規約により役員に委任したものを除き、全ての事項について議決できる(法第260条の16)。なお、規約の改正など法律により総会(の専権)事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できない。</li> </ul>
<p>(総会(の権能))  第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会(の運営)に関する重要な事項を議決する。  (1) 事業計画(の決定)  (2) 事業報告(の承認)  (3) その他本会(の運営)に関する重要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会で議決すべき重要事項(の例示)は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 事業計画(の決定)</li> <li>イ 事業報告(の承認)</li> <li>ウ 予算(の決定)</li> <li>エ 決算(の承認)</li> <li>オ 不動産等の団体(の活動)上重要な固定資産(の処分)等</li> </ul> </li> </ul>
<p>(総会(の開催))  第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。  2 臨時総会は、次の各号(のいずれか)に該当する場合(に開催)する。  (1) 会長が必要と認め(た)とき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会は、法260条(の13)の規定により、少なくとも毎年1回は開催(しなければ)ならない。</li> <li>・法260条(の4)の規定により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成(する必要)があることから、事業報告及び決算を作成(し、そ</li> </ul>

<p>(2)総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。</p> <p>(3)第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。</p>	<p>の承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常総会が年度終了後の1回のみで、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日までの間は予算が成立しておらず支出行為ができないこととなるが、第33条第2項のように規定しておくことで支出行為は可能となる。</li> </ul>
<p>(総会の召集)</p> <p>第17条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければならない。</li> </ul>
<p>(総会の議長)</p> <p>第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。</p> <p>(総会の議決)</p> <p>第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(会員の表決権)</p> <p>第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。</p> <p>(総会の書面表決等)</p> <p>第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。</p> <p>3 総会の議事は、この規約に定めるほか、出席者の〇〇で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会の議長は、出席した会員の中から選出する必要がある。会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能。</li> <li>・総会の定足数については、法において特に定められていないが、左のように規定することが適切と考えられる。</li> <li>・「この規約に定めるもののほか」として、特定の重要事項について「出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する」旨の規定を置くことも可能。</li> <li>・未成年の表決権の行使にあたっては、民法の規定により、表決権の行使が行われること。</li> <li>・法第260条の18の規定による。</li> <li>・電磁的方法による表決を活用する場合、「電磁的方法による表決をすることができる」旨を規約に記載するか、総会で決議する必要がある。電磁的方法とは、電子メールや専用ウェブサイト等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものである必要がある。</li> <li>・「可否同数の場合は議長の決するところによる。」とは、議長は会員として固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味である。</li> </ul>
<p>(総会の議事録等)</p> <p>第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となる。</li> <li>・総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、市町村に申請す</li> </ul>

<p>(1) 日時及び場所  (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)  (3) 開催目的、審議事項及び議決事項  (4) 議事の経過の概要及びその結果  (5) 議事録署名人の選任に関する事項  2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。</p>	<p>る場合に求められることから、議長及びその会議において船員された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。</p>
<p>第5章 役員会  (役員会の構成)  第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。  (役員会の権能)  第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。  (1) 総会に付議すべき事項  (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  (役員会の招集等)  第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。  2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。  3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。  (役員会の議長)  第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。  (役員会の定足数等)  第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の最高意思決定機関は総会だが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられる。</li> <li>・監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針を決定する役員会に参画しないこととするのが適当。</li> <li>・なお、役員の数当については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられる。</li> </ul>
<p>第6章 資産及び会計  (資産の構成)  第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  (1) 別に定める財産目録の資産  (2) 会費  (3) 活動に伴う収入  (4) 資金から生ずる果実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年(年度)3か月以内に作成することとなっている。</li> </ul>

(5) その他の収入	
<p>(資産の管理) 第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。</p> <p>(資産の処分) 第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。</p> <p>(経費の支弁) 第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の管理、運用等は、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられるが、団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要することとする必要がある。</li> <li>・日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が行う。</li> </ul>
<p>(事業計画及び予算) 第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算) 第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3か月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3か月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当。</li> </ul>
<p>(会計年度) 第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度の定め方は特に制限はない。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われる。</li> </ul>
<p>第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) 第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、日進市長の認可を受けなければ変更することはできない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっている。</li> <li>・議決数の「4分の3」の定数は変更可能だが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることに慎重であるべき。</li> </ul>
<p>(解散) 第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。</p> <p>2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第260条の20により、解散事由は破産、認可の取消し、総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、構成員が欠けたこと。</li> <li>・なお、他に特別な解散事由を定めることもできる。</li> </ul>
<p>(残余財産の処分) 第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する〇〇団体に寄付するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能だが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではない。したがって、地方公共団体</li> </ul>

	<p>や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられる。よって、規約には、具体的に帰属先を記載していただくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、一般的には解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられる。</li> </ul>
<p>第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任) 第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約施行に関し、必要な事項として細則を定めることがあるが、会長、又は役員会等に委任することについて、総会の議決が必要。細則としては、「弔慰金規程」、「旅費規程」などが挙げられる。</li> <li>・附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多い。したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。</li> </ul>